

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進のあり方  
 これまでの御意見等を踏まえた論点・課題

項目	論点・課題
<b>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標</b>	
住宅確保要配慮者の範囲	<p>◆ 法令に規定する要配慮者のほか、地域の実情に応じ都道府県の「賃貸住宅供給促進計画」で位置付け(追加)が可能</p> <p>【法令で規定】          低額所得者、被災者、高齢者、障害者、こどもを養育する者、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、生活困窮者、矯正施設退所者</p> <p>【その他「計画で位置づける者」の国の例示】          海外引き揚げ者、新婚世帯、原始爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UJIターンによる転入者、これらの者に対して必要な支援を行う者</p> <p>◇ これまでにいただいた御意見等          ・「今、子育てをしている世帯」と「将来子どもを持つ(未婚者を含めた)世帯」にはそれぞれ別の支援が必要</p> <p>◎ 論点  <b>京都府における「住宅確保要配慮者」の範囲をどのように設定するか。</b></p>
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標	<p>◆ 公的賃貸住宅及び登録住宅の供給目標          住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画と整合し、できるだけ定量的に定める。</p> <p>※ 京都府住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画の検討の段階で決定</p>
<b>目標を達成するために必要な事項</b>	
住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項	<p>◇ これまでにいただいた御意見等          ・要配慮者のニーズに合った適切な供給          ・空き室活用や住棟内住み替えなど、入居制度の柔軟な運用          ・共用部分や空き室の有効活用（子育て、在宅勤務スペース等）          ・増加する単身高齢者の受け皿住宅の確保</p> <p>◎ 論点          ・公営住宅ストックの計画的かつ効率的な整備及び管理等の推進について          ・入居者選考及び入居後の管理の適正化の推進について          ・公営住宅の整備を契機とした、周辺地域を含めた居住環境整備等の推進について</p>

